

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）

（傍線部分は改正部分）

別表第十一（第二百二十条の十五関係）
イ

改
正
案

別表第十一（第二百二十条の十五関係）
イ

現
行

卒業生の卒業日の属する月の区分		金額
平成三十六年三月		四千四百七十万円
平成三十五年三月		四千三百八十七万円
平成三十四年三月		四千三百六万円
平成三十三年三月		四千二百六十八万円
平成三十二年三月		四千二百四十五万円
平成三十一年三月		四千二百七十八万円
平成三十一年三月		四千三百一一万円
令和三年三月		四千三百五万円
令和四年三月		四千三百三十八万円

ロ

卒業生の卒業日の属する月の区分		金額
平成三十六年三月		四千六百三万円
平成三十五年三月		四千四百七十万円
平成三十四年三月		四千三百八十七万円
平成三十三年三月		四千三百六万円
平成三十二年三月		四千二百六十八万円
平成三十一年三月		四千二百四十五万円
平成三十一年三月		四千二百七十八万円
令和三年三月		四千三百一一万円
令和四年三月		四千三百五万円

ロ

令和四年三月

九百十一万円

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円
令和四年三月	九百十萬円

ハ

卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成三十年三月	七百十八万円
平成三十一年三月	七百七十八万円
令和二年三月	八百四十七万円
令和三年三月	八百八十万円